

融資条件の変更に係る事務取扱要領

この要領は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）第19条に規定する融資条件の変更に係る事務について、必要な事項を定める。

第1 条件変更を認める対象者

受付期間中に取扱金融機関に条件変更の申込を行った者のうち、経営の健全性を有し、事業の再生が可能であると認められた者。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ア 支払の停止又は破産、民事再生手続、会社更生手続、会社整理等の開始の申立を行っており、経営破綻に陥っている者
- イ 債務者又は保証人の預金その他の当該融資に関する再建及び担保の目的物について、仮差押え又は差押えの命令・通知がなされた者
- ウ 手形交換所で第1回の不渡りが発生してから6か月を経過していない者
- エ 手形交換所で第2回の不渡りが発生し、銀行取引停止処分となっている者
- オ 廃業、長期休養又は取引先の倒産等により債務の履行が不可能あるいは困難と認められる者
- カ その他、上記に準じる状況によって、当該措置によっても健全な事業活動の維持又は事業の活性化を図ることが困難である認められる者
- キ 経営状況等から、条件変更の必要がないと認められる者

第2 条件変更の方法

次のいずれかの方法によるものとする。当該項目以外の融資条件については、なお、従前のおりとする。

- ア 融資期間が15年以内となる償還期間の延長
- イ 1年を超えない範囲内の償還猶予。ただし、償還猶予期間中に要綱第11条に規定する据置期間が含まれる場合は、これを償還猶予期間とみなすものとする。
- ウ ア及びイの併用。ただし、総融資期間は15年以内とする。

第3 申込期間

融資条件の変更に係る申し込みは、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第4 申込方法

条件変更を受けようとする者は、山梨県商工業振興資金融資条件変更申込書（様式1-2）に関係書類を添付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

第5 添付書類

条件変更申し込みの際に添付する書類は、次のとおりとする。

- ア 財務書類（直近の決算書又は確定申告書の写し。決算後6か月を経過した場合は残高試算表）
- イ 金融機関による意見書
- ウ その他、県が必要と認める書類

第6 その他

- 1 この要領は、平成13年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月4日から平成25年3月31日までの間に行う融資条件の変更については、要綱の規定及びこの要領の第1から第4の規定は適用しない。
- 3 前項で定める期間に行われた融資条件の変更については、同期間終了後もなおその効力を有する。

附 則

この要領の一部改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成15年7月14日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成19年7月2日から実施する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成19年7月2日以後の申し込みについて適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成19年10月25日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成20年2月26日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 21 年 12 月 4 日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 24 年 3 月 31 日から実施する。

附 則

1 この要領の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

2 この制度の運用について必要な事項は、改正後第 2 の規定にかかわらず、当分の間、知事が取扱金融機関及び信用保証協会と協議して定めるものとする。

附 則

この要領の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。